

この仕様書は、山梨県立中央病院の冷温水機保守点検業務委託に適用し、契約書のほか本仕様書により作業を実施するものとする。

1 対象機器

新設機器（参考型式・同等品可）：吸収冷温水機 HAU-BGN700EXJ 630RT 3台

2 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

ただし保守点検業務委託については対象機器を1台毎更新後に契約書及び本仕様書の内容に基づいて業務を行うこと。機器更新後、検収の日（発注者によって適正な動作確認された日）から1年間は保証期間として中央病院の取扱いに起因する損傷等の場合を除き、緊急対応等を含め速やかに対処すること。また更新機器は1台当たり冷房切替又は暖房切替を1回分保証期間内の作業とすること。2回目以降の切替から本契約の内容とする。更新機器毎の保証期間終了後から令和11年3月31日までの期間を契約期間とする。

3 業務内容

1) 定期点検

・吸収冷温水機（冷房切替点検調整、冷房中間点検、暖房切替点検調整）

R9年度 冷房中間点検：新設機器2台、暖房切替運転：新設機器2台

R10年度 冷房切替点検調整：新設機器2台、冷房中間点検：新設機器3台、暖房切替運転：新設機器3台

・チューブ清掃

R9年度 新設機器2台

R10年度 新設機器3台

2) 遠隔監視（更新予定機器運転後毎月実施・翌月以降報告）

R8年度 1台：3ヶ月分

R9年度 1台：3ヶ月分 及び 2台：12ヶ月分

R10年度 3台：12ヶ月分

当月の運転時間、抽気回数、抽気頻度、診断結果報告（一括故障、能力低下、エア漏れ、冷却水系異常、高再濃度異常、排ガス温度上昇、通信異常、警報、停電、センサー異常）

3) 緊急点検（機器設置後12ヶ月は無償対応とする）

更新予定機器運転後故障発生時

4) 消耗部品の交換、補充

新設機器その都度

※HAU-BGN700EXJ 630RTについては更新予定機器（参考型式）としているため上記業務内容と同等の内容を業務項目とすること（他機種選定の場合も同様）。

4 点検項目（実施月）

1) 吸収冷温水機（HAU-BGN700EXJ 630RT）

①冷房切替調整

- ・総合外観点検
- ・電気機器絶縁抵抗測定
- ・冷房切替操作
- ・燃焼装置作動点検
- ・抽気機能点検
- ・インヒビタ調整
- ・気密確認
- ・溶液サンプリング分析
- ・運転調整
- ・運転記録採取等
- ・保護リレー回路及び温調計の点検、調整
- ・冷水、冷却水のpH測定

②冷房中間点検

- ・運転記録の点検確認
- ・運転状況確認及び記録
- ・溶液量、冷媒量確認及び調整
- ・抽気機能点検
- ・気密確認
- ・燃焼装置点検
- ・保護リレー回路及び温調計の点検、調整
- ・運転記録採取等
- ・冷水、冷却水のpH測定及び電気伝導度測定

③暖房切替調整

- ・総合外観点検
- ・電気機器絶縁抵抗測定
- ・暖房切替操作
- ・気密確認
- ・溶液サンプリング分析
- ・抽気電磁弁、スピンドル弁Oリング点検、調整
- ・燃焼装置点検調整
- ・運転調整
- ・運転記録採取等
- ・保護リレー回路及び温調計の点検、調整
- ・温水のpH測定

④その他

- ・凝縮器、蒸発器、吸収器のチューブ清掃
- ・消耗部品の交換又は補充（消耗部品については「4 保守部品」で定める）
- ・不具合の場合の呼出し点検調整

※HAU-BGN700EXJ 630RTについては更新予定機器（参考型式・同等品可）としているため上記点検内容と同等の内容を点検項目とすること（他機種選定の場合も同様）。

5 保守部品

1) 保守点検に必要な材料、消耗部品のうち次のものはすべて乙が用意するものとする。点検結果により、下記に記載の無い部品については別途甲乙協議のうえ決定し、部品費・作業費ともに有償対応とする。

①吸収冷温水機（参考型式：HAU-BGN700EXJ 630RT）用

- ・フレームアイ
- ・バーナーコントロールリレー
- ・スパークロッド
- ・抽気電磁弁
- ・抽気アスピレータ
- ・補充冷媒
- ・サンプリング補充溶液
- ・インヒビタ
- ・簡易洗浄薬品

※HAU-BGN700EXJ 630RTについては更新予定機器（参考型式・同等品可）としているため上記部品と同等の部品を消耗部品として交換すること（他機種選定の場合も同様）。

6 除外項目

本契約の定期点検から除外する作業は次のとおりとする。

1) 吸収冷温水機（参考型式：HAU-BGN700EXJ 630RT）

- ・溶液ポンプ、溶液スプレーポンプ、冷媒ポンプ及びバーナ分解整備作業
- ・高温再生器液管の超音波検査及び熱交換器、本体内部の検査整備作業
- ・チューブ化学洗浄
- ・チューブ渦流探傷検査
- ・溶液再生及び補充溶液（サンプリング補充溶液は含む）
- ・炉内、煙道清掃
- ・保冷、保温、塗装補修
- ・その他、仕様書記載以外の部品交換及び修理

7 その他

- 1) 作業日程は施設管理担当と日程調整をし、実施すること。作業が完了したときは、その都度、作業報告書を1部速やかに提出すること。また毎月遠隔監視の点検報告書を提出すること。
- 2) 4 保守部品に記載の部費交換を交換する際には、必ず甲に連絡し、対象部品の写真、交換した部品を報告書に添付及び明記し、甲に報告すること。
- 3) 乙は作業中の記録として適宜写真を撮影し、甲に提出するものとする。
- 4) 保守作業により生じた発生品、その他残材等は乙が責任を持って処分すること。
- 5) 作業現場の整理整頓に努めること。
- 6) 院内は禁煙のため、喫煙は禁止する。
- 7) その他これに定めていないものでも疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。
- 8) 機器故障時は院内空調設備に大きく影響が生じるため、甲からの連絡を受けてから180分以内に一次対応及び緊急対応すること。